

令和4年3月3日
東京都国立市

「国立市立学校給食センター整備運営事業」に係る 事業契約の内容について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、国立市立学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の内容を公表する。

1. 公共施設等の名称及び立地

名称 国立市立学校給食センター
立地 国立市泉一丁目3番地6

2. 選定事業者の商号又は名称

名称 国立泉学校給食株式会社
所在地 東京都国立市北一丁目11番地2
代表者 代表取締役 嶋津 厚志

3. 公共施設等の整備等の内容

国立市学校給食センターを対象とする設計業務、建設・工事監理業務、維持管理業務、運営業務及びこれらに付随し関連する一切の業務

4. 契約期間

令和3年7月7日から令和20年7月31日まで

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

（市による契約の終了）

第71条 市は、本施設の市への引渡しの前に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事業者に対し書面で通知することにより、この契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

（1）事業者が業務開始予定日を経過したにもかかわらず、設計又は建設・工事監理業務に着手せず、市が相当の期間を定めて催告しても着手しないことについて、事業者から市が納得できる程度の合理的な説明がなされないとき。

（2）事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡予定日に、この契約に従った本施設の引渡しがなされないとき。ただし、第39条に基づき市及び事業者の合意によ

り引渡予定日が変更された場合は、この限りでない。

(3) 前2号に定めるほか、事業者がこの契約に違反し、市が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、かつ、当該違反により本事業の目的が達成できないと認められるとき。

2 市は、本施設の市への引渡しの後、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、この契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により、運用開始予定日までに給食の提供が開始できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の合意により運用開始予定日が変更された場合は、この限りでない。

(2) 事業者が提供するサービスが、第52条第1項に規定する本施設の維持管理及び運營業務に対するモニタリングの結果、第65条に規定する不適合業務として認められ、別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、市から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされず、かつ、当該不適合業務により本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

(3) 事業者が提供するサービスが、第52条第1項に規定する本施設の維持管理及び運營業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち100日以上、要求サービス水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

3 市は、本施設の市への引渡しの前後を問わず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

(1) 給食を継続して供給できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、5営業日以上継続したとき。

(2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等でその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。

(3) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。

(4) 事業者が故意又は過失により、通常業務報告書等及び随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。

(5) 事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難になったとき。

(6) 第72条の規定によらないで、事業者から契約解除の申出があったとき。

(7) 落札者のいずれかの者が、基本協定書第12条第1項各号のいずれかに該当したとき。この場合、違約金については次項によらず、基本協定書第12条によるものとする。

る。

(8) 前各号に定めるほか、事業者がこの契約に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

4 この契約が、前3項の規定により終了した場合は、市及び事業者は、契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、市に対し、別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10の違約金を直ちに支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使すること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 事業者は、市に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービスの対価の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ 市は、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第63条に定められた方法により支払うものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別

途負担すること。

(事業者による契約の終了)

第72条 事業者は、市がサービスの対価の支払義務その他のこの契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、市に対し書面で通知することにより、この契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 市及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合、契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 市は、出来形部分がある場合は、本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分のうち検査に合格した部分を買取る。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 市は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益、当該買取代金によっては填補(てんぼ)されない費用その他の損失のうち市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補(てんぼ)されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 市は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者が未払いの金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第63条に定められた方法により支払うものとする。

イ 市は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理及び運営業務の受託者の契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険に

より填補(てんぼ)されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(市の公益上の事由による契約終了)

第73条 市は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 市及び事業者は、この契約が、前項の規定により終了した場合、前条第2項を準用して適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第74条 法令変更又は不可抗力により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で市及び事業者との間の協議が整わないときは、市は、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定によりこの契約の全部が終了する場合には、市及び事業者は、次の各号に掲げる契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が、本施設の引渡し前になされた場合 次に定める処理

ア 市は、出来形部分がある場合には、本施設の出来形部分を検査の上、保険により填補(てんぼ)されるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設の出来形部分のうち検査に合格した部分を買取ること。この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ 市は、アに規定する買取代金のほか、事業者の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、当該買取代金によっては填補(てんぼ)されず、かつ、事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等との相当な因果関係の範囲にある保険により填補(てんぼ)されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者との協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(2) 当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理

ア 市は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し本施設の設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価のうち、事業者がこの契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む未払の金額相当額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者との協議により決定するものとする。また、市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運營業務のサービスの対価のうち未払の金額相当額を第63条に定められた方法により支払うものとする。

イ 市は、アに規定する債務のほか、事業者の維持管理及び運營業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、当該買取代金により填補(てんぽ)されない事業者に係る逸失利益を含まない費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にある保険により填補(てんぽ)されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

別紙6 個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項(第86条関係)

(契約の解除及び損害賠償)

第13条 市は、事業者がこの特約条項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。この場合において、この契約による業務について事業者が授受したものは直ちに市に返却しなければならない。

別紙7 国立市契約における暴力団等排除措置要綱に関する特約条項(第87条関係)

(事業者又は落札者のいずれかの者が暴力団員等であった場合の市の解除権)

第1条 市は、事業者又は落札者のいずれかの者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は解約することができる。

(1) 事業者又は落札者のいずれかの者(事業者又は落札者のいずれかの者が法人の場合にあっては、その法人の役員又は使用人。以下本条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」と

いう。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下これらを「暴力団員等」という。)であるとき、又は暴力団員等が事業者又は落札者のいずれかの者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 事業者又は落札者のいずれかの者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(3) 事業者又は落札者のいずれかの者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 事業者又は落札者のいずれかの者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(5) 事業者又は落札者のいずれかの者が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

2 事業者又は落札者のいずれかの者が前項各号のいずれかに該当したときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者又は落札者のいずれかの者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、事業者又は落札者のいずれかの者が共同企業体であり、既に解散しているときは、市は事業者又は落札者のいずれかの者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、事業者又は落札者のいずれかの者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第3条 事業者又は落札者のいずれかの者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 本件契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) 下請業者、事業者又は落札者のいずれかの者から委託を受けた業者その他関係業者(以下「下請業者等」という。)がある場合において、下請業者等が不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、事業者又は落札者のいずれかの者に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに市に報告するとともに、警察に届け出ること。

(3) この契約に関して事業者又は落札者のいずれかの者の下請業者等がある場合、事業者又は落札者のいずれかの者は、下請契約等の締結に際して、第1条第1項及び本項により事業者又は落札者のいずれかの者が遵守を求められている内容と同様の内容を

規定しなければならない。

2 前項に規定する不当要求行為等とは、次に掲げる行為とする。

- (1) 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
- (2) 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
- (3) 正当な理由なく面会を強要する行為
- (4) 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、履行場所の秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為

3 事業者又は落札者のいずれかの者が第1項の報告、届出等を怠ったときは、市は状況に応じて契約解除、指名停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者等が報告を怠った場合も同様とする。

4 第1条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

6. 契約金額

金6,272,128,817円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更、物価変動及び食数変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。

7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

（契約期間）

第69条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和20年7月末日までとする。ただし、契約期間終了日経過時において未履行である市又は事業者のこの契約上の義務及びそれに起因して契約期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を延長するものとする。

（期間終了時の取扱い）

第70条 事業者は、この契約期間の終了に当たり、終了後市が継続的に本施設の維持管理及び運営業務を行うことができるように、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項を市に説明し、事業者が使用した維持管理及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、本施設の維持管理及び運営業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。なお、契約期間の満了時にあっては、事業者は、契約期間満了日の約2年前から、当該協力及び協力に係る協議を行わなければならない。